

旧車!!

ウィンカーが赤い？車幅灯が装着されていない？

自動車検査ハンドブック～昭和編～

本書は、自動車整備士及び自動車検査員の方を対象に、昭和以前に製作された三輪自動車及び四輪以上の自動車^注の継続検査に必要な道路運送車両の保安基準及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程を中心にまとめた書籍です。

保安基準の条項に則した審査規程の要点をわかりやすく編集しています。従って、原文及び詳細等については公論出版発行の法令集「保安基準と審査事務規程〔原文〕」などで確認してください。

審査規程は、令和5年2月16日施行の第48次改正までを収録しています。このため、審査規程第49次以降の改正が行われた場合、その改正部分は本書の内容と適合しなくなります。この場合は、弊社ホームページにおいて改正概要を掲載すると共に、随時改訂版を発行していく予定です。

自動車検査ハンドブック ～昭和編～

令和5年9月

**昭和以前製作車の
保安基準をまとめた
ハンドブック!**

公論出版

[第4条の2/7-5 軸重及び輪荷重]

4 軸重及び輪荷重

▷保安基準第4条の2、審査規程7-5
◎改造等による変更のない使用過程車は〔審査事項なし〕。
★編注：本項目は、隣り合う車軸にかかる荷重の和が増加する改造を行う場合には適用することができない。

軸重

◎自動車の軸重は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、10tを超えてはならない。
◎自動車製作者が定めた軸重の許容限度が明確な自動車の軸重にあっては、これを超えてはならない。ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。
①自動車の構造又は装置を改造し、改造前の軸重の許容限度を超えるもの
あって、他の装置も含めて自動車全体について安全上の問題がないものとして、指定自動車等の自動車製作者が書面により認めた自動車
②軸重の許容限度を超える改造について、既に改造自動車審査結果通知書の交付を受けた自動車であって、その構造及び装置に変更のない自動車

輪荷重

◎自動車の輪荷重は、5tを超えてはならない。

空車状態の荷重

◎空車状態の自動車の軸重は、重量計等を用いて各軸ごとに計測し又は算出した値(10kg未満は切り捨てるものとする)とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。
この場合において、車軸自動調整装置^注を備えている自動車の場合、車軸を強制的に下り位置に調整する装置が作動している場合、燃費に不足相当分

積車状態

★編注：多軸車等〔原文〕中

[第4条の2/7-5 軸重及び輪荷重]

◎従って、標準装着タイヤ以外の場合、積車状態における軸重を算出して負能力に関する適否を判定する必要がある。
◎次の貨物自動車の輪荷重について、(貨物自動車(シングルキャブ/普通荷台)の例)算出してみた。

車体の形状	乗車定員
ボンネット	3人
最大積載量	前軸軸重
550kg	1,180kg
後後軸重	車両総重量
740kg	2,635kg

②積載物品による荷重の作用位置
…普通型荷台であるため荷台床面の中心とした。
③乗車人員による荷重の作用位置…前向座席であるため座席前縁から水平距離20cmの位置とした。

積車状態の軸重計算例

〔積車状態の軸重〕

$$= \text{空車状態の前軸重} + \frac{a_1 \times P_1 + a_2 \times P_2 + a_3 \times P_3}{\text{軸距}}$$

$$= 1,180\text{kg} + \frac{165\text{kg} \times 205\text{cm} + 550\text{kg} \times 15\text{cm}}{335\text{cm}}$$

$$= 1,180\text{kg} + \frac{33,825\text{kg}\cdot\text{cm} + 8,250\text{kg}\cdot\text{cm}}{335\text{cm}}$$

$$= 1,180\text{kg} + \frac{42,075\text{kg}\cdot\text{cm}}{335\text{cm}}$$

$$= 1,180\text{kg} + 125.5\text{kg}$$

$$= 1,305.5\text{kg}$$

※算出値は整数位までとし、末尾を2捨3入又は7捨8入により0又は5とする。
= 1305kg

[第4条の2/7-5 軸重及び輪荷重]

◎積車状態の自動車の軸重及び輪荷重は、次により算出した値とする。
①積載物品又は乗車人員による荷重の作用位置については、次の例による。
・普通型荷台にあっては荷台床面の中心
・前向座席にあっては座席前縁から水平距離20cmの位置
②軸重は、次の例により算出した値とする。この場合において、整数位までとし、末尾を2捨3入又は7捨8入により0又は5とする。

積車状態の前軸重

$$= \text{空車状態の前軸重} + \frac{a_1 \times P_1 + a_2 \times P_2 + a_3 \times P_3}{\text{軸距}}$$

積車状態の後軸重

$$= \text{車両総重量} - \text{積車状態の前軸重}$$

〔各記号の意味〕

a_1, a_2, a_3 …荷重 P_1, P_2, P_3 の作用位置から後車軸までの水平距離。なお、荷重の作用位置が、後車軸に対して前車軸と反対の方向にある場合は負の値をとる。
 P_1, P_2, P_3 …積載物品又は乗車人員による荷重。

(貨物自動車(シングルキャブ/普通荷台)の例) (乗用自動車(2列座席)の例)

★編注：積車状態の自動車の輪荷重の算出例
◎自動車検査証の軸重欄には、空車状態の軸重が記載されている。

**豊富なイラストで
分かり易く!**

定価 **3,740円** (税込) / 送料 **400円** (税込) / **A5版** / **モノクロ** **432頁** / **令和5年9月発行**

注：本書の編集にあたり、台数が少ないなどの理由から、次の自動車は対象から除外してあります。ご注意ください。
1. 高圧ガスを燃料とする自動車 2. ガス運送容器を備える自動車 3. 火薬類もしくは危険物を運送する自動車
4. 緊急自動車及び道路維持作業用自動車 5. カタピラ又はカタピラ及びそりを有する自動車 6. 最高速度20km/h未満の自動車
7. 大型特殊自動車 8. 牽引自動車及び被牽引自動車(幅0.8m以下の牽引自動車を含む)
9. 電力により作動する原動機を有する自動車(内燃機関からの改造車両も含む) 10. 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車
11. 運転者席が車室内にない自動車 12. ボールトレーラ 13. 緊急自動車